

報告第5号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和8年3月27日 提出

京田辺市長 上 村 崇

記

令和7年度中部地域小中学校屋内運動場空調設備設置工事請負契約の一部変更契約

専 決 処 分 書

令和7年度中部地域小中学校屋内運動場空調設備設置工事請負
契約の一部変更契約

令和7年度中部地域小中学校屋内運動場空調設備設置工事請負契約の一部を
下記のとおり変更し、契約を締結する。

令和8年3月5日

京田辺市長 上 村 崇

記

1 契約の目的

令和7年度中部地域小中学校屋内運動場空調設備設置工事

2 契約の金額

(1) 変更契約金額 (変更後の総契約金額) 278,745,500円

(2) 変更による増額金額 1,921,700円

3 契約の相手方

住 所 京都市東山区古門前通大和大路東入元町368番地

氏 名 若林設備工業株式会社 京都支店

支店長 檜木 隆宏

4 変更契約締結日

令和8年3月6日

令和7年度 中部地域小中学校屋内運動場空調設備設置工事

第1回変更概要

1. 変更請負金額 1,921,700円 (増額)

2. 主な変更理由

- ①校舎棟の既設空調のデマンド値（最大需要電力）の再設定による増額
（田辺小学校、普賢寺小学校、薪小学校）
- ②埋設消火管の迂回配管追加による増額（田辺中学校）
- ③その他精算による増額